

資料編

1. 総合計画策定経過
2. 諮問・答申書
3. 総合計画審議会
4. 総合計画策定委員会

1 総合計画策定経過

■策定経過

| 期 日 | 会 議 等 | 内 容 |
|-----------------------|--|---|
| 平成 19 年 2 月 5 日 | 第 1 回総合計画策定委員会 | 策定方法等の決定 |
| 2 月 14 日 | 第 1 回総合計画審議会 | 総合計画策定方針、スケジュール、 市民意識調査について |
| 2 月 20 日 | 全員協議会 | 市民意識調査について |
| 2 月 27 日 ～3 月 12 日 | 市民意識調査 | 市内在住の満 20 歳以上の住民 2,020 人(市政モニター 20 人を含む) を対象。 |
| 3 月 12 日～19 日 | 職員意識調査 小学生・中学生・高校生まちづくり アンケート調査 | 全職員を対象。 小学生:5 年生について各校 1 学級 中学校:2 年生について各校 1 学級 高校生:市内高校に通う市内在住の 2 年生を対象。 |
| 4 月 25 日 ～5 月 18 日 | 各課事務事業調査 | 各課の現況と課題の調査 |
| 5 月 15 日 | 各課長説明会 | 基本構想素案の検討・内容確認 |
| 5 月 16 日 | 第 2 回総合計画策定委員会 | 基本構想素案の検討 |
| 5 月 25 日 | 第 2 回総合計画審議会 | 諮問(総合計画の策定について、 国土利用計画(下妻市計画)の策定 について) 基本構想案について 市民意識調査等の結果について |
| 5 月 28 日～29 日 | 各課ヒアリング調査 | 各施策への取り組み状況や問題点、 今後取り組むべき課題など |
| 6 月 8 日 | 第 1 回ワーキングチーム会議 (企画財務部会) | 基本計画素案の作成 |
| 6 月 10 日～30 日 | 市民意見募集 | 基本構想案について、市ホームペー ジ及び各庁舎窓口に配備(掲載)し、 意見を募集 |
| 6 月 11 日 | 第 1 回ワーキングチーム会議 (総務部会、市民環境部会、保健福祉部会、 経済部会、建設部会、教育部会) | 基本計画素案の作成 |
| 6 月 20 日 | 第 1 回専門部会 (経済部会) | 基本計画素案の検討 |
| 6 月 22 日 | 第 1 回専門部会 (総務部会、企画財務部会、 市民環境部会、建設部会、教育部会) | 〃 |
| 6 月 25 日 | 第 1 回専門部会 (保健福祉部会) | 〃 |
| 7 月 6 日 | 第 2 回ワーキングチーム会議 (企画財務部会、教育部会) | 基本計画素案の検討 |

| 期 日 | 会 議 等 | 内 容 |
|--------|-------------------------------------|--|
| 7月9日 | 第2回ワーキングチーム会議 (総務部会、市民環境部会、建設部会) | 基本計画素案の検討 |
| 7月11日 | 第2回ワーキングチーム会議 (経済部会、保健福祉部会) | 〃 |
| 7月17日 | 第2回専門部会 (総務部会・市民環境部会、保健福祉部会) | 〃 |
| 7月18日 | 第2回専門部会 (企画財務部会、経済部会) | 〃 |
| 7月19日 | 第2回専門部会 (建設部会、教育部会) | 〃 |
| 7月30日 | 第3回総合計画策定委員会 | 基本計画素案の検討 国土利用計画(下妻市計画)素案の 検討 |
| 8月7日 | 第3回総合計画審議会 | 基本計画案について 国土利用計画(下妻市計画)案につ いて |
| 8月31日 | 議会全員協議会 | 基本構想案の説明 |
| 9月5日 | 総合計画に係るリーディングプロジェクト 検討会議(全部会) | リーディングプロジェクトの検討 |
| 9月11日 | 第4回総合計画策定委員会 | 基本計画案及び国土利用計画(下妻 市計画)案の検討 リーディングプロジェクトの検討 |
| 9月18日 | 第4回総合計画審議会 | 基本計画案及び国土利用計画(下妻 市計画)案の修正について リーディングプロジェクトについて 答申に向けた意見のまとめ |
| 10月5日 | 第5回総合計画審議会 | 答申(総合計画について、国土利用 計画(下妻市計画)について) |
| 10月22日 | 議会全員協議会 | 基本計画案、国土利用計画(下妻市 計画)案の説明 |
| 11月6日 | 議会上程 | 基本構想を議会定例会に上程 |
| 11月16日 | 議会可決 | 基本構想が議会で可決 |

2 諮問・答申書

■第5次下妻市総合計画の策定について(諮問)

企諮問第 1 号

平成19年5月25日

下妻市総合計画審議会

会長 桜井義雄 殿

下妻市長 小倉敏雄

第5次下妻市総合計画の策定について (諮問)

本市では、平成18年1月1日に千代川村と合併し、新市建設計画のもと、「都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市」～人が生き生きかがやくまち～を新市の将来像として諸施策を展開し、様々な課題に対応しながら市民全体のまちづくりを進めているところであります。

今日の社会情勢の変化を踏まえ、豊かな自然の中で活気とやすらぎのあるまちづくりを目指すとともに、新たな時代に対応した望ましい市民生活を実現するため、第5次下妻市総合計画の策定について、貴審議会のご意見を賜りたく、下妻市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 基本構想について
2. 基本計画について

■第5次下妻市総合計画について(答申)

平成19年10月5日

下妻市長 小倉敏雄 殿

下妻市総合計画審議会
会長 桜井義雄

第5次下妻市総合計画について(答申)

平成19年5月25日付け企諮問第1号で本審議会に諮問のありました標記の件については、内容を慎重に審議した結果、本計画は市民福祉の向上に寄与するものと認め、下記の事項について答申いたします。

記

1. 基本構想について

基本構想における市の将来像と目標人口の実現に向けて、計画の趣旨や内容の周知を図り、市民との協働を十分に図りながら計画を推進されたい。

2. 基本計画について

(1) 少子高齢化の急速な進展など人口動態の変化や社会経済の動向を踏まえ、各種施策の展開を図るとともに、市民と行政が「協働」したまちづくりを目指し、市民参画の体制づくりに努められたい。

(2) 健全な行財政運営に積極的に取り組むとともに、なお一層の市民サービスの向上を図られたい。

(3) 豊かな自然環境など地域特性を活かした魅力あるまちの実現を図られたい。

(4) 本計画を基本に市の一体性の確保と各地域の均衡ある発展を目指し、各種事務事業に努められたい。

3. 総合計画に基づく着実なまちづくりの実現について

総合計画の着実な実施を図るため、計画開始後3年及び5年を目安に進行管理に基づく計画の進捗状況や成果を明らかにし、審議会委員に報告されたい。

また、市民の主体的なまちづくりを推進するため、本計画をはじめ各種計画の策定においては、市民の声が十分反映できるシステムの構築を図られたい。

3 総合計画審議会

■下妻市総合計画審議会条例

下妻市総合計画審議会条例

昭和52年9月16日
条 例 第 1 7 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、下妻市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下妻市総合計画及び土地利用計画に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 市の職員
- (4) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第17号で平成14年7月1日から施行)

付 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

■下妻市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 | 備考 |
|--------|-------|----------------------------|-------------------|
| 市議会議員 | 山崎 洋明 | 下妻市議会議長 | |
| | 柴 孝 光 | 下妻市議会副議長 | |
| | 須藤 豊次 | 下妻市議会総務委員会委員長 | |
| | 木 村 進 | 下妻市議会総務委員会委員 | |
| | 菊 池 博 | 下妻市議会文教厚生委員会副委員長 | |
| | 稲葉富士夫 | 下妻市議会文教厚生委員会委員 | |
| | 飯 塚 薫 | 下妻市議会産業経済委員会委員長 | |
| | 栗野 英武 | 下妻市議会産業経済委員会副委員長 | |
| | 増田 省吾 | 下妻市議会建設委員会委員長 | |
| | 小 竹 薫 | 下妻市議会建設委員会副委員長 | |
| 団体の役職員 | 東 間 實 | 常総ひかり農業協同組合 | |
| | 外山 崇行 | 下妻市商工会 | |
| | 黒川 正男 | 下妻市自治区長連合会 | H19.2.14 ～5.10 |
| | 栗原 忠夫 | 〃 | H19.5.25～ |
| | 鯨井登美子 | 下妻市社会福祉協議会 | |
| | 飛田 貞雄 | 下妻市体育協会 | |
| | 桜井 義雄 | 下妻市観光協会 | 会長 |
| | 石川 恒雄 | 下妻市消防団 | H19.2.14 ～3.31 |
| | 栗 野 茂 | 〃 | H19.5.25～ |
| | 山崎 明正 | 下妻市PTA連絡協議会 | H19.2.14 ～5.2 |
| | 山 崎 幸 | 〃 | H19.5.25～ |
| | 小 島 亮 | 下妻市文化団体連絡協議会 | |
| | 齊藤 至是 | 青少年を育てる下妻市民の会 | |
| | 中島 貫一 | 社団法人下妻青年会議所 | |
| | 森 隆 | 下妻市興市研究会 | |
| | 草間 達也 | 下妻市興農研究会 | |
| | 猪瀬 憲一 | ふるさとづくり推進協議会 | 副会長 |
| | 塚田ヒロ子 | 下妻市女性団体連絡会(下妻市婦人会) | |
| | 苅部 晴江 | 下妻市女性団体連絡会(下妻市まちづくり女性スタッフ) | |
| | 鈴木 幸子 | 下妻市女性団体連絡会(下妻市更生保護女性会) | |
| 知識経験者 | 大島 武男 | 下妻市農業委員会 | |
| | 吉 田 充 | 下妻市教育委員会 | |
| | 平間 敬文 | 真壁市医師会下妻支部 | |

4 総合計画策定委員会

■第5次下妻市総合計画策定委員会

第5次下妻市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次下妻市総合計画（以下「計画」という。）の策定を各部局が一体となって積極的に推進するため、計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 策定委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長
- (4) 会計管理者

2 委員長は副市長、副委員長は教育長とする。

(任務)

第3条 委員は計画の策定に関する基本方針、各部門間の総合調整その他重要事項について調査、研究し、計画原案を作成する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 策定委員会の下に専門的事項を調査、審議するため専門部会（別表）を置く。

- 2 専門部会の部員は、部課等の長をもって構成する。
- 3 専門部会長は担当部長とし、副部会長・書記は部会長が部員の中から選出する。
- 4 専門部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 5 専門部会は、当該部会長が招集する。
- 6 策定委員会の委員は、随時専門部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 専門部会は、調査、審議に関し必要と認めるときは合同部会を開き、又は関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 8 専門部会は、所掌事務部門について調査、研究の成果を草案としてまとめ、部会長から委員長に提出するものとする。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部会の下に資料の収集、調査、分析及び計画素案の作成作業を行うため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、各専門部会に属する課等の補佐職員及び係長職員をもって構成する。
- 3 ワーキングチームに会議の招集、運営等チームを総括するため、互選による代表を置く。
- 4 素案は、係及び関連係との意見の調整を行い、それぞれ担当係長が作成し、ワーキングチームの検討を経て、代表から専門部会長に提出するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財務部企画課新市建設計画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

別表(第5条関係)

| 専 門 部 会 | 所 掌 事 務 |
|-------------|----------------|
| 総 務 専 門 部 会 | 行政関係、その他 |
| 企画財務専門部会 | 財政関係、その他 |
| 市民環境専門部会 | 市民・環境関係、その他 |
| 保健福祉専門部会 | 保健・福祉・医療関係、その他 |
| 経 済 専 門 部 会 | 産業経済関係、その他 |
| 建 設 専 門 部 会 | 都市基盤関係、その他 |
| 教 育 専 門 部 会 | 教育・文化関係、その他 |

■ワーキングチームの構成

| 専 門 部 会 | ワーキングチーム構成員 | | | |
|-------------|-------------|-------|---------|---------|
| 総 務 専 門 部 会 | 秘書課 | 総務課 | 人事課 | 情報政策課 |
| | 委員会事務局 | 消防署 | 会計課 | 議会事務局 |
| 企画財務専門部会 | 企画課 | 財政課 | 税務課 | 収納課 |
| 市民環境専門部会 | 市民課 | 生活環境課 | 市民安全課 | くらしの窓口課 |
| 保健福祉専門部会 | 保険年金課 | 介護保険課 | 保健センター | 福祉事務所 |
| 経 済 専 門 部 会 | 農政課 | 農地整備課 | 商工観光課 | 農業委員会 |
| 建 設 専 門 部 会 | 建設課 | 都市整備課 | 下水道課 | 水道事業所 |
| 教 育 専 門 部 会 | 学校教育課 | 指導課 | 生涯学習課 | スポーツ振興課 |
| | 図書館 | 公民館 | ふるさと博物館 | |



発行 平成 20 年1月

発行者 下妻市 企画財務部企画課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2 丁目 22 番地

TEL.0296-43-2111(代) FAX.0296-43-4214

URL.<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>
